

平成31年度札幌市国民健康保険会計予算

平成31年度札幌市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 185,253,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の2分の1に相当する額と定める。

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		185,253,000 <small>千円</small>
	1 保険料	32,382,457
	2 一部負担金	10
	3 国庫支出金	1,269
	4 道支出金	132,042,133
	5 繰入金	20,534,761
	6 諸収入	292,370
歳入	合計	185,253,000

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		185,253,000 <small>千円</small>
	1 総務管理費	4,387,185
	2 給付費	131,770,887
	3 事業費納付金	48,690,380
	4 諸支出金	104,548
	5 予備費	300,000
歳出	合計	185,253,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
システム・サーバ等保守	平成 32 年 度	600
データ等処理	平成 32 年 度	8,000
文書巡回集配	平成 32 年 度	4,000
複写サービス	平成 32 年 度	5,100
国民健康保険料 コスト	平成 32 年 度 から 平成 35 年 度 まで	187,000